

令和元年8月9日

第17回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和元年8月9日（金曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和元年8月9日（金曜日） 午後2時28分

4. 議案

- 議案第87号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第88号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第89号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第90号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第91号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について

- 報告第55号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第56号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第57号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付
 について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

| | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番 秋谷 進 | 4番 大柳 壽 憲 | 5番 鎌田 清 勝 |
| 6番 鎌田 政 永 | 7番 工藤 隆 志 | 8番 窪寺 洋 志 |
| 9番 高坂 繁 光 | 10番 齊藤 光 朗 | 11番 佐藤 紘 一 |
| 12番 澤田 今日一 | 13番 堤 武 久 | 14番 奈良岡 めぐみ |
| 15番 西澤 清 光 | 17番 福士 修 身 | 18番 福田 公 夫 |

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

| | | |
|------------|-----------|----------|
| 2番 穴水 佳 行 | 3番 一戸 昭 憲 | 16番 西塚 伸 |
| 19番 安田 昌 樹 | | |

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 工藤 努 | 3番 工藤 榮 | 4番 工藤 隆 正 |
| 6番 風晴 繁 雄 | 7番 山内 洋 一 | 10番 佐藤 量 一 |
| 11番 小泉 作 郎 | 12番 斉藤 直 美 | 13番 石川 正 光 |
| 14番 豊川 明 子 | 15番 野呂 正 幸 | 17番 三上 紘 史 |
| 19番 成田 貴 吉 | | |

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 澤田 秀 一 | 5番 木立 忠 徳 | 8番 山田 正 樹 |
|-----------|-----------|-----------|

| | | |
|-----------|-------------|-------------|
| 9番 木立 れい子 | 16番 天 内 輝 明 | 18番 出 町 鉄 昭 |
|-----------|-------------|-------------|

9. 会議に従事した職員の職氏名

| | | | |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 事 務 局 長 | 三 上 正 俊 | 事 務 局 次 長 | 竹 内 芳 |
| 浪 岡 分 室 長 | 坂 本 公 平 | 主 幹 | 櫻 田 正 |
| 主 幹 | 堀 内 和 之 | 主 査 | 福 士 和 年 |
| 主 査 | 工 藤 武 | 主 事 | 舘 岡 進 太 郎 |

10. 農業委員及び推進委員以外の出席者

佐々木 雅 美 (株式会社アゴラ 代表取締役)
 小笠原 訓 史 (農業政策課 課長)
 三 谷 綾 子 (農業政策課担い手支援チーム 主査)

11. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、第 17 回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員 19 名中 15 名が出席しております。なお、推進委員の方は、12 名が出席しております。以上でございます。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしく願いいたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。4 番大柳壽憲委員、5 番鎌田清勝委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
引き続き会期を定めます。会期は、今日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)
ただいまより議案審議に入ります。議案第 87 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(事務局次長 議案のみ朗読)
(工藤榮推進委員 遅れて出席)

○事務局

ご説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 4 件、賃貸借権設定が 10 件、合計 14 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 5 ページに記載しております。それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。

まず、所有権 94 から 97 でございますが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい又は自作地を拡張したい受人へ売却するものでございます。次に、3 ページ目の賃貸借権 101 から 5 ページ目の賃貸借権 109 については、労力不足のため、経営規模を拡大したい借人へ賃貸借権を設定するものでございます。経営規模の拡大に当たっては、合同会社から株式会社に形態を変更して行うとのことでございます。この法人形態の変更につきましては、この度、農地の保有が出来る法人、つまり農地所有適格法人として再出発したいという思いからこのようにしたと伺っております。法人形態は新たになるものの、その新たな法人の中身としては、従前の合同会社から、代表者や構成員、保有している機械器具などをそのままそっくり引き継ぐとのことでございます。そして完全に引継ぎが終了した時にこの

合同会社を清算するという考えとのことでございます。事務局としては、実質的に従前の合同会社徳差ファームが農業生産法人株式会社徳差ファームへと、看板が掛け変わっただけに過ぎず、新規就農ではなく、継続している就農者として認識したところでございます。次の賃貸借権 110 については、高齢のため、新規就農したい借人へ賃貸借権を設定するものでございます。この件につきましては、議案第 87 号関係資料として、当該申請人の営農計画書を添付させていただきました。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号及び同条 3 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、また賃借権 110 について、同条第 4 項に基づき通知した青森市長からも特に異議なしとの回答を得ています。農地法第 3 条第 2 項各号及び同条第 3 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している A4 と A3 の二種類の「調査書」のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、2 ページ目の所有権移転の申請番号 94 番と 95 番の審議を行うにあたり、高坂繁光委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（高坂繁光委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、所有権移転の申請番号 94 番と 95 番までについて審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

所有権移転の申請番号 94 番と 95 番までについて、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。高坂繁光委員を入場させてください。

（高坂繁光委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に 5 ページ目の賃貸借権 110 を審議しますが、申請者は、新規就農しようとする法人です。今日は、その法人の代表者がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。では、申請者である法人、株式会社アゴラ代表取締役の佐々木雅美さんを入場させてください。

（株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

はじめまして、私、株式会社アゴラの佐々木雅美と申します。宜しくお願いします。

私が今回農業をやっていききたいなと申請に至った理由は、キクイモを主な栽培のものとして新しく農業をやりたいなと思いました。その理由は、キクイモは全国的にまだ小規模の栽培が多いという事と、健康成分のイヌリンが多く含まれていて、体に良い作物なので、短命県と呼ばれている青森での積極的な消費が期待できるかなと思ったためです。また、加工にも向いている作物なので、年間を通じて労働が可能な仕事として考えてみると、これから新しく私のように農業で生計をたてていききたいなと思うような方が増えると思いました。青森での農業をより安定的な産業にできるかなと思いつつも農業を就農しようと決意しました。ただ、農業は、ほぼ未経験に近いので、テンコーファームの●●さんと株式会社松山ハーブ農園の●●●●さんにご指導頂き、実績をこれから積んでいきたいと思っております。宜しくお願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、それでは、着席してください。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、株式会社アゴラ代表取締役の佐々木さん、これからどのようにして農業を営んでいくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願いいたします。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

お願いします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

質問・意見のある委員は述べてください。

○11 番（佐藤紘一委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、佐藤委員。佐藤委員マイクありますか。あった方がいいと思います。

○11 番（佐藤紘一委員）

よろしくお願ひいたします。計画書の最後、出荷等という項目がありますが、販売と共に、その販売の一つにその他の所の下に括弧して加工と、それから直売は 50%、加工が 50%。我々の年代でクワイモの加工といえば、そもそも漬物であろうというふうにうつる訳ですが、佐々木さん、クワイモの加工って漬物ですか。

まあそれはいいんですが、●●さんから色々ご指導うけたと思うんです。●●さん、知識が豊富な方です。漬物以外の加工についてもおそらく教わったと思うんです。ただそれは、今のところまだ話がまとまっていない、自分で前に進む自信が無いという心境であれば話をしなきゃいけない。もし、加工として別の方法で私はやるんだよというような加工品がありましたらお知らせください。これが一つ。

それから、直売所。今流行った言葉でなく、もう 20 年も前から直売というのはありました。自分で会員になって会費を払って直売所を運営するというそういう方法、それから自分の家屋敷の中にちょっとした店屋構えみたいな、そういうものを作って、自分で消費者に色々売る手段があるわけですが、どういう直売の方法なのか。

最後一つ、この申請に至った理由動機、非常に謙虚な考え方だと私思いました。青森県は短命県で死亡率とかなんとかって、非常に縁起でも無い言葉です。だいたい下から数えて 1 番か 2 番が相場です。死亡率の病名の 1 番が癌なんです。2 番が生活習慣病、あるいは糖尿病。クワイモの中の成分イヌリン、そういう病気に対してどういう因果関係があるのか。命を延ばす非常に良い作物で期待されているという、覚えている範囲内でお伝え頂ければと思っています。よろしくお願ひ致します。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

ありがとうございます。私が素人ながらに調べて考えた加工の方法が 2 つあります。今も実際に他県での実績があるものにはなるんですけども、1 つが乾燥したもの、もう 1 つがさらにそれを粉末にしたものというのが実際の商品として他県では販売されていました。ただ、クワイモの現在の、これも素人調べなので、あっているかまだ分からないんですけど、1 番作付け面積が多いのが長野県ってなっているんですけども、長野県の方では粉末にした

ものをおそばにしたりとか、更にそこから加工が進んでいっているところなので、自分がどこまでやれるのか、あるいはやるべきなのかっていうのはやってみないと分からないところがあります。ただ、キクイモを私育てたいんだよって言った時に私の母親が、同じくキクイモって言ったら漬物だよねっていうふうな話もしていて青森県の方としては、キクイモ＝漬物というふうな食べ方が馴染みが深いようであれば、そういったような食べ方も提供だったりというのでもやってみたいなというふうには思います。

直売所についてなんですが、私が思いついたのが道の駅ぐらいしか思いつかないので、逆にこういう直売所もあるよというのがあれば、皆様からご指導頂いて、こういう直売所にちょっとチャレンジしてみようかなというのでも考えてみたいと思います。

イヌリンの成分についてなんですが、キクイモの中でも私が育てたいのがフランスキクイモという品種になります。キクイモの品種自体が 300 種類ぐらいあるという風に聞いたので、その品種によって、糖尿病に良いとされる成分の含有率がすごくまちまちならしいんですね。紫キクイモ、フランスキクイモと呼ばれているものが、イヌリンの含有率が高いようなので、こちらの品種を積極的に栽培をしていければ良いのかなと思っています。紫キクイモは、白キクイモに比べるとカロリーがもちろん低いのもそうなんですけど、イヌリンの含有量が 10%～15%高いというふうな結果が出ている品種になっているので、紫キクイモを選びました。先程おっしゃったように県内で糖尿病がすごく死因の中でも上位の方に、生活習慣病の中にも糖尿病が入っているという事だったので、そこに貢献できるような作物が何か色んな野菜と組み合わせることができるのであれば、自分はキクイモを育ててやっていきたいな、ということで選びました。以上です。

○10 番（齊藤光朗委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、齊藤委員。

○10 番（齊藤光朗委員）

10 番齊藤です。まず株式会社アゴラは、このキクイモを栽培する為に立ち上げた会社ということですか。失礼ですけれども佐々木さん、この前は何を。会社員とか。職業。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

前の仕事は、私は広告の仕事をしていました。全然関係の無い仕事です。

○10 番（齊藤光朗委員）

県内でキクイモを栽培されている方はあまり知りませんが、キクイモを栽培する

技術、栽培方法は誰から学習というか、研修する予定はあったんですか。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

私がキクイモを育てたいなと思って実際に育てている方が何人かいらっしやったので、私が実際に行って見て来た所が五所川原にあるテンコーファームさんっていうところだったんですけど、キクイモを植えているところを見させて頂いて、何種類か植え方だったりとか、栽培の仕方だったりとかを工夫されている様子とかを見てきたので、これから引き続きテンコーファームさんの方からもご指導頂きながら、県内でキクイモの育て方を確立じゃないですけども、ちゃんとしたものにして、何年もかかるものですけど、していければなと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に意見質問等ございませんか。

○6 番（鎌田政永委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、鎌田委員。

○6 番（鎌田政永委員）

6 番鎌田政永です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

鎌田委員、起立してお願いします。

○6 番（鎌田政永委員）

はい。5 の支出の種苗費というところで 10a 辺り 2,000 円の、要するに種芋代なんですよ。2,000 円といえ、収入のところの単価見れば、キロ 1,000 円っていうふうになってますけど、それを計算すると 2 キロしか種芋代無いという、10a 当たりだよ。2 キロしか無いって事になるけれど、どれぐらい作るかわからないんですけど、これで良いんですか。間違いじゃないですか。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

種芋の値段については、テンコーファームさんの方から現状の種芋の価格を聞いて、まるっと 1 個の、キクイモの大きさによって分割して植えられるものと、4 分割、8 分割して植え

れるものという感じで上限があったので、その中でもだいたい、この作付面積だとこれくらいで大丈夫だろうというお話なので、私がまだわからない部分がたくさんあるかと思うんですけども、自分で調べて単価として出したのが、この金額という事になります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
鎌田委員よろしいですか。

○6番（鎌田政永委員）
よく分からないけど。まあいいよ。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
はい、福士委員。

○17番（福士修身委員）
17番福士でございます。宜しくお願ひします。資料見ますと、農薬費ってあるんですけど、苗に散布するんだと思うんですが、実はあの、キクイモに相当のねずみ付くんですよ。私が作ってる隣がキクイモ畑でありまして、そのねずみが隣にどんどん入ってくるんで、こういう計画には大賛成なんですけど、ねずみには気をつけて一生懸命作って下さい。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏
ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
他に質問意見ございませんか。では、私から聞いていいですか。雇用労賃5,000円×150日分となっていますけれども、これは1日何時間働くんですか。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏
大体、7時間ぐらいだと思います。休憩を入れると6、7時間だと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）
7時間だと、それなりの最低賃金だと思います。8時間だと異常に安いんじゃないかと思っただけです。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏
実際の農地を見てきて、みなさんの農作業を何度か見させて頂いたんですけども、1日いっぱいという事では無かったので、この金額に計算してみました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、分かりました。中泊の竹内組の相談役もクワイモを作って、焼酎に加工している人がいるんですよ。かなりの面積やってますけども。参考までに。

○6番（鎌田政永委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。鎌田委員。

○鎌田委員

6番鎌田政永です。雇用労賃のところみれば、5,000円×200日×2人となっているけど、私もクワイモっていうのは知ってますけど、私たちでいう付け作りってやつ、こんなに労働かかるのかなって、200日も。何仕事するのかなって。草取りか。クワイモは、草生えないよ。クワイモ背高いから。実際は草生えないもの。という事です。答えなくてもいいよ。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問意見ございませんか。それでは、株式会社アゴラ代表取締役の佐々木さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

（株式会社アゴラ 代表取締役 佐々木雅美氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった所有権移転 94番と 95番を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。はい、齊藤委員。

○10番（齊藤光朗委員）

事務局に聞きたいんですけど、今の新規就農の件なんですけれども、元の青年就農給付金、今は次世代投資なんだかってかなり長い名前なんですけれども、年間150万円の対象になる事業でやっているんですか。

○事務局

いえ、そういう補助金、一応、補助金の候補を予定しての新規就農とは聞いておりません。

○10 番（齊藤光朗委員）

聞いていない。

○事務局

そういう補助金を得て新規就農したいとそういう事は聞いておりません。

○10 番（齊藤光朗委員）

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか、齊藤委員。他に質問意見ございませんか。無いようですので、議事参与制限があった所有権移転 94 番と 95 番を除く本案について、許可することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 88 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、いずれも農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 1 件、賃貸借権設定に関する許可申請が 1 件と、合計 2 件となっております。いずれも、浪岡地区の非線引都市計画区域内における申請でございます。それでは、今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。

右上に議案第 88 号、関係資料 1 と記載している資料をご覧ください。受理番号 38 番、案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。本申請については、前回の月例総会にて委員の皆様よりご指摘をいただきましたことから、

書類の不備等を修正した上での再度の申請となったものでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。7 ページ目が土地の登記簿謄本、8 ページから 9 ページ目が法人登記簿、10 ページ目が顛末書となっております。

議案第 88 号関係資料 1 と記載しました 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、都市計画上の用途地域内、これは第 2 種住居地域となっております。この地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地と捉えられると、農地転用は許可できるものとされております。顛末書については、貸す側の●●氏が農地法を知らず、市街地の中なので問題ないと思っていたところ、実は農地であることが判明し、今回の申請に至ったものです。このことから、顛末書を添付しての申請もやむを得ないものとして、事務局側で判断いたしました。次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。

続きまして、右上に議案第 88 号、関係資料 2 と記載している資料をご覧ください。受理番号 39 番、案内略図②と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページから 3 ページ目が許可申請書、4 ページ目が位置図、5 ページ目が案内図、6 ページ目が法務局の地図、7 ページ目が区画図、これは辺長や面積を記載した詳細なものでございます。8 ページ目が土地利用計画図、これは実際に建売分譲する計画の概要図でございます。9 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。10 ページ目が土地の登記簿謄本、11 ページから 12 ページ目が法人登記簿となっております。

議案第 88 号関係資料 2 と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、近隣に大型商業施設が立地している等市街化が見込まれる区域にあり、約 500m 離れたところに浪岡駅もあり、周辺にある農地も 10 ヘクタール未満と、小規模なものが存在する状態となっております。このことから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地については、申請地に代えて他の土地で可能である場合、原則として許可できないとこ

ろ、その他の土地、この場合、非農地及び第3種農地でございますが、それについても交渉したものの、売却の同意が得られず、結局申請地に代えることが出来なかったというものであり、許可できるものと考えております。次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおりの①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に議案第89号、90号及び91号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が1件、利用権設定が4件、集積計画の面積は、所有権移転が3,577㎡、利用権設定が15,055㎡となっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が7ページ、利用権設定の案が8ページから9ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。なお、8ページから9ページの議案第90号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利

用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画（案）の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められております。また、10 ページの議案第 91 号につきましては、以前、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められております。件数にして 1 件、面積は 318,089 ㎡となっております。転貸予定内容については、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、計画書のとおり決定及び農地中間管理機構の転貸予定内容にご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、当該計画は決定とし、当該転貸予定内容については異議なしといたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 55 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が 9 件です。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 56 号を議題といたします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 11 件でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 57 号を議題といたします。事務局説明お願いいたします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で 2 件です。報告の表中「現況（課税地目）」は「畑」となっているのは、あくまでも固定資産課税上そうになっている、という趣旨であり、実際現地に行きますと、樹木が多数生えて、森林の状態であることを確認しています。なお、非農地証明書は交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員
(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）
事務局、その他に何かありますか。

(農業政策課から、「人・農地プラン」の実質化についての業務内容の説明及び農業委員、推進推進委員への業務の協力依頼)

(次回の月例総会は、9月10日(火)午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡)

(成田貴吉推進委員から、農地移動適正化あっせん事業に該当するための、権利取得後の経営面積が1.98haである条件を緩和することはできないかどうかの提案)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、第17回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。